

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和3年度 第3回高松市農業基本対策審議会農業所得対策部会
開催日時	令和4年2月22日（火）午前10時～午前11時45分
開催場所	香川県農業協同組合 高松市中央一宮支店 2階会議室
議 題	(1)農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定について (2)農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定について (3)高松市「人・農地プラン」の検討について (4)高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について
公開の区分	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開
上記理由	農業者や農業団体から申請のあった農業経営改善計画や青年等就農計画、高松市「人・農地プラン」の審査等するため開催するものであるが、申請内容に個人及び法人の農業経営に関する情報が記載されており、高松市情報公開条例第7条1号及び2号に該当するため
出席委員	〔高松市農業基本対策審議会農業所得対策部会委員：12人〕 吉村部会長（臨時）、三笠委員、山田委員、片山委員、吉田委員、荒川委員、久保委員、松浦委員、中村委員、太田委員、宮崎委員、大山委員
傍 聴 者	-人（定員-人）
担当課及び 連 絡 先	農林水産課 農林計画係 電話839-2422

会議の経過及び結果

<p>議題(1) 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定について 事務局から資料に基づき説明。認定について異議なし。 (質疑等) 【委員】機械を購入すると減価償却費が発生するが、農業所得を算出する際の計算はどうなっているのか？ 【事務局】農業機械の取得計画はあくまでも計画なので、必ず導入しなければならないものではない。</p> <p>議題(2) 農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定について 事務局から資料に基づき説明。認定について異議なし。 (質疑等) 【委員】導入予定の農業機械について、能力が大きすぎて、過剰投資ではないか？ 【事務局】能力の決定については、経営規模に応じて、県の特定高性能導入計画の利用規模の目安を参考にしている。また、計画の作成に当たっては県普</p>
--

及センターに協力をいただいている。

【委員】現況所得でマイナスになっているのはなぜか？

【事務局】計画初年目は作付計画からの収益と初期の設備投資の費用との差額でマイナスとなる場合がある。収支計画は作成しており、収益がプラスとなる金額の根拠はある。

議題(3) 高松市「人・農地プラン」の検討について

事務局から資料に基づき説明。承認について異議なし

議題(4) 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について

事務局から資料に基づき説明。変更内容について異議なし

【その他】

次期高松市農業振興計画の策定について、事務局から説明。